

此、大車站に於る積載物に眼開中お掛働工より一俵を以て
 八、車站管理會に全額返納の事
 一、半以上は一律を以て毎週十五日迄
 九、基盤手当を立金の五分に増し、増額六分は土曜十日迄
 十、車掌の乗車日給を以て、一俵を以て毎週十五日迄に
 十一、月三回の日給を以て、一俵を以て毎週十五日迄に
 十二、平日の乗車日給を以て、一俵を以て毎週十五日迄に
 十三、中平卒の賃金を以て、一俵を以て毎週十五日迄に
 十四、一俵を以て支給する事
 十五、一俵を以て支給する事
 十六、一俵を以て支給する事
 十七、一俵を以て支給する事
 十八、一俵を以て支給する事
 十九、一俵を以て支給する事
 二十、一俵を以て支給する事

社団法人 協同會 福岡出張所

社団法人 協同會 福岡出張所

めること

- 一〇、被服費（制服制帽）代金額支給のこと
- 一一、悪質罰金制撤廃のこと
- 一二、運轉系制のダイヤを確立し枝光線の故障には代車を出すこと
- 一三、運轉士會社立合の上で検車し相互の合意を以て勤務に出ること
- 一四、車掌身体検査は人権蹂躪に亘るが如き振舞ひを廢止すること
- 一五、九州合同バスと合併の場合は
 - イ、車費積立金は即時拂戻しのこと
 - ロ、合同慰勞金を支給し其の最低額を發表のこと

附 滞 條 件